

社会保険

いばらき

9

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

2025 September
NO.566

- 令和7年9月分の保険料から新しい標準報酬月額で計算し控除してください
- 協会けんぽ2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ
- 令和7年度 被扶養者資格再確認にご協力ください
- 健康経営優良法人認定の申請受付が開始されました
- 茨城県社会保険協会では職場の健康づくりを応援しています
- 「施設利用会員証」をお持ちの皆様へ
- 10月の出張年金相談



鶯子山上神社(常陸大宮市)

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における 年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたところです。これを踏まえ、**被扶養者としての届出にかかる者（以下「認定対象者」という。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。**

認定対象者の収入要件

認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満^(※)である場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

〈現行〉

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定する予定です。

上記取り扱いは、扶養認定日が令和7年10月1日以降の方が対象となる予定です。詳細は日本年金機構ホームページ「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

Q 今回（令和7年10月）の変更の対象に配偶者は含まれないのですか。

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族等（配偶者を除く。）を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなりました。

これを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、19歳以上23歳未満の者（被保険者の配偶者を除く。）の被扶養者認定の要件の見直しを行いました。

なお、配偶者とは、健康保険法等における取り扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

Q 今回（令和7年10月）の変更は、学生であることは要件ですか。

令和7年度税制改正における取り扱いと同様、学生であることの要件は求めません。あくまでも、年齢によって判断します。

Q 年齢要件（19歳以上23歳未満）は、いつの時点で判定するのですか。

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

（参考）

- N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。

- N + 4 年（23 歳の誕生日を迎える年）以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。例えば、誕生日が 1 月 1 日である方は、12 月 31 日において年齢が加算されます。

Q 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、所得税法上の取り扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定するのですか。

年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定します。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなります。

Q 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年（暦年）の翌年について、年間収入の要件はどのように判定するのですか。

12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年（暦年）の翌年については、年間収入 130 万円未満かどうかにより判定します。

Q 令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日より前にさかのぼる場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は、どのように判定するのですか

令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定します。

令和 7 年 9 月分の保険料から 新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年 7 月に提出していただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更該当する場合を除き、令和 7 年 9 月分から令和 8 年 8 月分までの 1 年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

○ 新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、令和 7 年 10 月に支払われる給与からとなります。

○ 年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

○ 被保険者の方に通知してください

事業主の方は、標準報酬月額の決定または改定等があった場合は、その内容を速やかに被保険者へ通知することになっております。

通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願いいたします。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

協会けんぽ 2024 (令和6) 年度決算 (見込み) のお知らせ

2024年度の決算 (見込み) の概要

2024年度の決算は**収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円**となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止 (2024年3月末廃止) 等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算 (見込み) | 医療分

(単位: 億円)

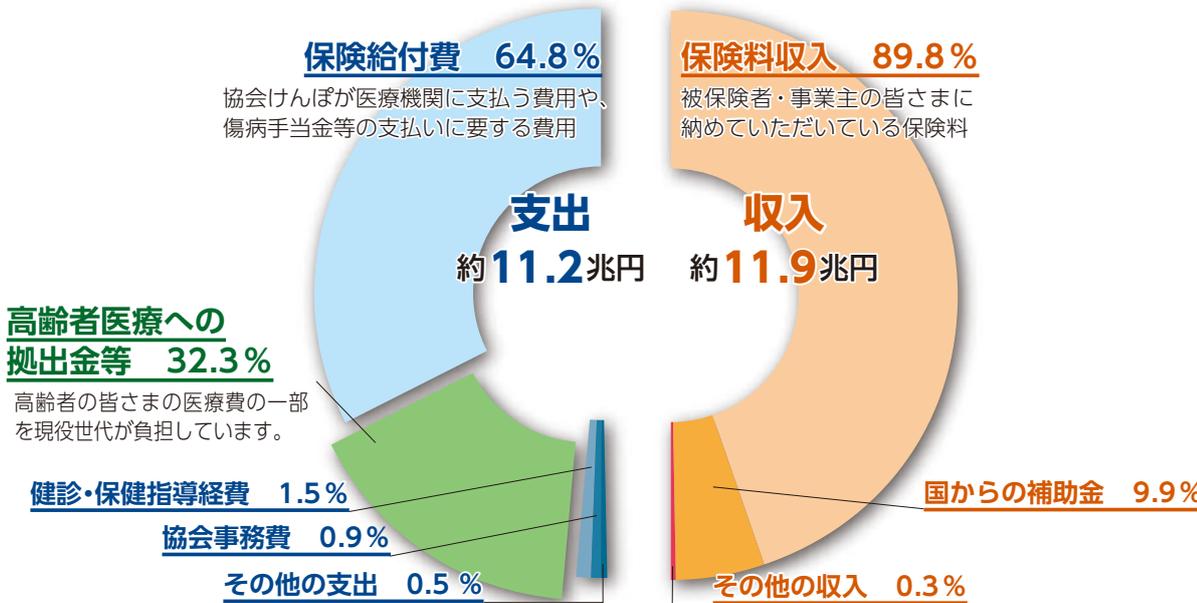
収 入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
計		118,525	(+2,421)

支 出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
計		111,939	(+497)

単年度収支差	6,586	(+1,923)
--------	-------	----------

※ () 内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- ・ 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
- ・ 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
- ・ 団塊の世代が後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

保険料負担の軽減につながる大切なお知らせ 令和7年度 被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるか確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《確認の対象となる方》

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方
(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

《送付時期》

令和7年10月中旬から10月下旬(予定)にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和7年12月12日(金)

《扶養解除となる被扶養者の方がいる場合》

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

※被扶養者異動届の決定通知書がお急ぎで必要な場合、「被扶養者調書兼異動届」を添付せず「健康保険被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ届け出てください。

《令和6年度の実績》

- 扶養解除者数約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)約11億円

健康経営優良法人認定の申請受付が開始されました。

「健康経営優良法人2026」の申請受付が8月18日(月)より開始されました。大規模法人部門の申請受付終了は10月10日、中小規模法人部門の申請受付終了は10月17日までとなります。大規模法人部門と中小規模法人部門によって申請受付終了日が異なりますので申請の際はご注意ください。

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町 1-2-4
マイムビル 9 階

☎029-303-1500 (代表)

マイナ保険証を
使用しましょう!!



※令和6年12月2日以降、健康保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証
使ってみよう!

茨城県社会保険協会からのお知らせ

茨城県社会保険協会では職場の健康づくりを応援しています。

◎あなたの職場に健康づくりの講師を派遣します。

茨城県社会保険協会では、事業所で働く方々を対象に、職場の健康づくりを進めています。健康運動指導士や管理栄養士による講習会など、健康づくりの専門家を無料で派遣しております。ぜひ、職場の職員研修や健康管理事業にご活用ください。なお、時間は30分から60分を目安としております。

☆体力づくり講習会

健康運動指導士を派遣して、健康体操等の講話や実技指導を行います。

☆健康づくり講習会

管理栄養士等を派遣し、食事と健康や生活習慣病等、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

○申し込み方法

茨城県社会保険協会のホームページより「健康づくり講習会申込書」を印刷して、1から6までの項目と事業所名称等を記載していただき、茨城県社会保険協会あてにお申し込みください。講師の都合等もありますので、1か月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お申し込み・
お問い合わせ

一般財団法人茨城県社会保険協会

電話 029-226-8005 FAX 029-231-2522 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

「施設利用会員証」をお持ちの皆様へ

契約施設に変更があります。

「クア・アンド・ホテルグループ」の優待利用対象施設が3/28より4施設から3施設に変更になり、優待内容、利用方法が6月より変更されています。

<変更前>

- ・直接施設にお問い合わせください。
- ・ホテルの利用は、利用者が、電話またはインターネットにより直接施設に申し込む。
- ・利用当日、代表者は「施設利用会員証」を施設フロントに提示する。

<変更後>

- ・宿泊については、クア・アンド・ホテルグループ公式ページからの予約で、宿泊料金の8%の割引。日帰り入浴については、大人料金のみ550円の割引。
- ・宿泊の場合は、クア・アンド・ホテルグループ公式ページへアクセスし、希望施設、空室確認、法人ログインを選択し、アカウント、アクセスキーを入力します。
- ・宿泊の場合は、「施設利用会員証」の提示は不要です。日帰り入浴の場合は、利用時に「施設利用会員証」を施設フロントに提示してください。

「マイステイズ・ホテルグループ」が7月より「アイコニア・ホスピタリティグループ」に変更となりました。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和7年10月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

令和7年10月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日時	会場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	2日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	8日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
	14日(火) 10:00～14:00	太子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	9日(木) 10:00～15:00	鹿嶋市商工会本所
	23日(木) 10:00～15:00	神栖市保健・福祉会館(保健センター)
土浦年金事務所 029 (825) 1170	2日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	24日(金) 10:00～15:00	龍ケ崎市役所
下館年金事務所 0296 (25) 0829	9日(木) 10:00～15:00	常総市商工会水海道事務所
	15日(水) 10:00～15:00	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2194	21日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード(マイナンバーカード)などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、基礎年金番号通知書(年金手帳)または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

次号(10月)もホームページのみでの掲載となります。
是非ご覧ください。

茨城県社会保険協会

検索